

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（入港届の提出等） 1—1 機長（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。以下同じ。）が、航空システムを使用して外国貿易機又は特殊航空機の入港届の提出、<u>旅客及び乗組員に関する事項の報告</u>を行う場合は、航空機の登録記号、国籍等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 （入港届の訂正等） 1—3 機長が、この節 1—1（入港届の提出等）の規定により提出又は報告された入港届の訂正又は取消しを行う場合には、次による。 (1) 及び (2) （省略） （運用停止時間帯における旅客又は乗組員に関する事項の報告） 1—4 <u>外国貿易機又は特殊航空機の機長が、航空システムを使用して旅客又は乗組員に関する事項の報告を行う場合において、航空システムの運用停止時間帯に旅客又は乗組員に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これによりできない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。</u> （積荷に関する事項の報告等） 2—1—1 機長が、航空システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合は、その航空機に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達 21—1（外国貨物の仮陸揚の範囲）(2) のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21—6（貨物の機移し）の規定により他の外国貿易機に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、記号、番号等が記載された航空貨物輸送証（以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB 情報」という。）及び登録の終了した旨を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。	（入港届の提出） 1—1 機長（関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 26 条（船長又は機長の行為の代行）の規定による代行者を含む。以下同じ。）が、航空システムを使用して外国貿易機又は特殊機の入港届の提出を行う場合は、航空機の登録記号、国籍等の必要事項を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 （入港届の訂正等） 1—3 機長が、この節 1—1（入港届の提出）の規定により提出された入港届の訂正又は取消しを行う場合には、次による。 (1) 及び (2) （同左） （追加） （積荷目録の提出） 2—1 機長が、航空システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その航空機に積載している貨物（旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物（託送品）、関税法基本通達 21—1（外国貨物の仮陸揚の範囲）(2) のハからトまでのいずれかに該当する貨物及び同通達 21—6（貨物の機移し）の規定により他の外国貿易機に積み替えられる貨物を除く。）の仕出地、仕向地、記号、番号等が記載された航空貨物輸送証（以下「AWB」という。）の情報（以下「AWB 情報」という。）及び登録の終了した旨を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。

新旧対照表

【航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 13 年 9 月 25 日財関第 781 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
ただし、託送品については、「積荷目録」（税関様式 C—2035）により提出させるものとする。 また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）第 2 条の 3 第 3 項の規定により AWB 情報の登録の対象外とするが、(1) 及び (2) に掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段（外国貿易機の出港手続）の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（税関様式 C—2035）により提出させるものとする。 (1)～(4) （省略） <u>（運用停止時間帯における積荷に関する事項の報告）</u> <u>2—1—2 外国貿易機の機長が、航空システムを使用して積荷に関する事項の報告を行う場合において、航空システムの運用停止時間帯に積荷に関する事項の報告期限となる場合には、運用停止前に行わせることとする。ただし、これによりできない場合には、運用開始後、直ちに送信させることにより行わせることとする。</u> <u>（積荷に関する事項の訂正等）</u> 2—2 機長が、前項の規定により登録した AWB 情報の追加、削除又は訂正を行う場合は、機長に航空システムを使用して報告時の内容呼び出し、追加の内容又は削除の旨を航空システムに入力させ、送信することにより行わせるものとする。この場合、<u>訂正にあつては、機長に「積荷目録訂正情報」が、積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に「積荷目録訂正確認情報」が配信され、削除にあつては、機長に「積荷目録取消情報」が、積荷に関する事項の報告先の税関官署の監視担当部門に「積荷目録取消確認情報」が配信される。</u>	ただし、託送品については、「積荷目録」（税関様式 C—2035）により提出させるものとする。 また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則（昭和 41 年大蔵省令第 55 号）第 2 条の 2 第 2 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により AWB 情報の登録の対象外とするが、(1) 及び (2) に掲げる貨物について、法第 17 条第 1 項後段（外国貿易機の出港手続）の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」（税関様式 C—2035）により提出させるものとする。 (1)～(4) （同左） (追加) <u>（積荷目録の訂正等）</u> 2—2 機長が、前項の規定により登録した AWB 情報の追加、削除又は訂正を行う場合は、機長に航空システムを使用して提出時の内容呼び出し、追加の内容又は削除の旨を航空システムに入力させ、送信することにより行わせるものとする。この場合、機長に「<u>訂正（保留）控情報 A</u>」が、<u>積荷目録提出</u>先の税関官署の監視担当部門に「訂正（保留）確認情報」が配信される。